

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 見附市 (都道府県: 新潟県)
本事業の担当部局名 地域経済課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	見附市結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	8,400,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 見附市は、令和3年度に「第5次見附市総合計画(後期基本計画)」を策定し、「人が育ち人が交流するまち」の実現を図るため、子育ての環境・支援体制や結婚しやすい環境の整備など、出生数の維持を図る取組を総合的に実施しているところ。しかし、近年における合計特殊出生率、婚姻数等は減少傾向にあり、今後この傾向が地域経済の低迷、まちの活力低下等に影響を与えることが危惧されます。このため、迅速かつ適切な少子化対策を講じていく必要があります。 ※参考:[平成28年]合計特殊出生率1.41、婚姻数153件、婚姻率3.8 [令和4年]合計特殊出生率1.28、婚姻数117件、婚姻率3.0							
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 「第5次見附市総合計画(後期基本計画)」に基づき、「人が育ち人が交流するまち」を実現するための取組の一つとして、結婚しやすい環境づくりを掲げています。令和6年度においては、その具体的な取組として、これまで実施してきた「見附市結婚新生活支援事業」及び「しあわせみつけ出会いサポート事業」に加え、新たに「見附市結婚活動支援補助金事業」を実施し、出会いの場の創出支援を更に推進していく予定です。 <本個別事業の位置付け> 「見附市結婚新生活支援事業」は、当市が目指す結婚しやすい環境づくりの一翼を担う事業として、若年層の新婚世帯を対象に、結婚に伴う費用の負担軽減を図るものです。							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 有							
【その他独自要件】								
・補助金の交付を受けた日から2年以上継続して見附市内に居住する意思を有すること。								
2. 申請見込								
①新規世帯見込 14 世帯								
②継続世帯見込 14 世帯								
上記のうち ともに29歳以下 8 世帯								
その他 6 世帯								

【世帯数積算根拠】

・29歳以下申請見込:44世帯＝①117件×②50.0%×④75.3%
 ・上記以外申請見込:17世帯＝①117件×③40.9%×⑤36.4%
 ①「令和4年度人口動態統計」直近年度の見附市年間婚姻件数:117件
 ②「令和4年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合:50.0%
 ③「令和4年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合90.9%のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合:90.9%－②50.0%＝40.9%
 ④「令和4年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
 29歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合:75.3%
 ⑤「令和4年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
 30歳以上39歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合:36.4%
 ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下8世帯、それ以外6世帯とする。
 29歳以下:8世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)＝4,800千円
 上記以外:6世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)＝1,800千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

		実施中	
申請世帯数見込	17	世帯	
～12月(実績)	1	世帯	
1月～3月(見込)	16	世帯	

【金額積算根拠】

<上限額>				
(29歳以下)	8	世帯	×	600,000 円 = 4,800,000 円
(その他)	6	世帯	×	300,000 円 = 1,800,000 円
			(継続補助)	1,800,000 円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市広報誌、地域情報誌、市ホームページ等を活用して周知を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率			1.57 (令和7年)	1.28 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.28 (令和4年)	
	婚姻件数		件	117 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	40 (令和6年)	10 (令和5年12月時点)
		(アウトカム)			
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40 (令和6年)	100 (令和5年12月時点)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40 (令和6年)	100 (令和5年12月時点)
	【都道府県主導型連携コースに係る県との連携内容】 (にいがた結婚支援連携強化事業での連携) 結婚支援イベント等の出会いの場の創出、マッチングシステムへの登録助成の実施、マッチングシステムの広報周知 (にいがた結婚コンシェルジュでの連携) イベント・セミナー情報の共有、ヒアリング対応				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	特になし。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

